

第106号議案

和解及び損害賠償の額の決定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求める。

令和8年6月19日提出

新城市長 下 江 洋 行

1 和解する事件

(1) 表示

第1審 横浜地方裁判所 令和6年（ワ）第2717号 損害賠償請求事件

控訴審 東京高等裁判所 令和8年（ネ）第918号 損害賠償請求控訴事件

(2) 概要

市が設置し、指定管理者が管理する鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなウォータースライダーにおいて、令和5年7月29日に右手小指を切断する事故に遭った者が、市に対しては国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項による損害賠償請求権に基づき、指定管理者に対しては民法（明治29年法律第89号）第717条第1項による損害賠償請求権に基づき、損害金2105万5150円及びこれに対する令和5年7月29日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の連帯支払を求めたもの。

2 和解の相手方

1の事件における第1審原告（控訴審被控訴人）

3 和解の内容

2の相手方に対して解決金として4の損害賠償額を支払い、本件事故を重く受け止め再発防止に努めるとするもの。

4 損害賠償額

20,000,000円

理 由

この案を提出するのは、市及び指定管理者と相手方との損害賠償に関する紛争を解決するため必要があるからである。